

「北本市空家等対策計画」に定める項目と方向性

【計画に定める項目】

- 1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する基本的な方針
- 2 計画期間
- 3 空家等の調査に関する事項
- 4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- 6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- 7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

1-1 空家等に関する対策の対象とする地区

【国の指針（要旨）】

- ・ 空家等の数、実態、分布状況、周辺への悪影響の度合いの状況
- ・ 空家等対策を重点的に推進すべき地区を重点対象地区とする

【北本市の方向性】

- ・ 対象地域は、市内全域
- ・ 重点対象地区は予定していない

1-2 対象とする空家等の種類

【国の指針（要旨）】

- ・ どの種類の空家等から対策を進めていくかの優先順位を明示

【北本市の方向性】

- ・ 全ての空家（店舗や倉庫、共同住宅など含む）
- ・ 相談・苦情等が多い一戸建ての住宅について優先的に

1-3 その他空家等に関する基本的な方針

【国の指針（要旨）】

- ・ 今度の空家等に関する対策の取組方針

【北本市の方向性】

- ・ 空家等の現状、課題の整理及びその対策

2 計画期間

【国の指針（要旨）】

- ・ 住宅・土地に関する調査の実施年と整合性を取りつつ設定する
- ・ 計画期限を迎えるごとに、空家等の状況の変化を踏まえ、計画内容の改定等を検討

【北本市の方向性】

- ・ 計画期間は「5年」とする
- ・ 計画期限ごとの状況の変化に応じて改定

3 空家等の調査

【国の指針（要旨）】

- ・ 空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査
- ・ その他空家等の調査を行うに当たって必要となる事項

【北本市の方向性】

- ・ 水道の閉栓情報データを利用
- ・ 現地調査を踏まえ適宜更新

4 所有者等による空家等の適切な管理の促進

【国の指針（要旨）】

- ・ 空家等の適切な管理は第一義的には当該空家等の所有者等の責任において行われるべき
- ・ 相談体制の整備方針や利活用に関する外部の者とのマッチング

【北本市の方向性】

- ・ 維持管理等の所有者への意識啓発を目的とした情報提供
- ・ 民間関係団体との連携による相談体制の構築と利活用の支援

5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

【国の指針（要旨）】

- ・ 流通ネットワーク、空き家バンク等の空家等情報の提供における関係事業者団体との連携に関する協定等

- ・空家等及び跡地の利活用に関する具体的な方針や手段

【北本市の方向性】

- ・空き家等の改修、除却等への助成制度の創設
- ・空き家バンク等の流通ネットワークの構築
- ・民間関係団体との連携による相談体制の充実

6-1 特定空家等に対する措置

【国の指針（要旨）】

- ・特定空家等に該当する建築物は、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、どのような措置を講ずるか方針を示すことが重要

【北本市の方向性】

- ・特定空家等の判断基準の明確化

6-2 その他特定空家等への対処

【国の指針（要旨）】

- ・特定空家等の判断をする際の基本的な考え方や、必要な措置を講じる際の具体的な手続等

【北本市の方向性】

- ・特定空家等に対する措置を講ずる際の手順等の整備

7 住民等からの空家等に関する相談への対応

【国の指針（要旨）】

- ・市町村に寄せられる空家等に関する相談に対し、できる限り迅速に回答するよう努める
- ・各市町村における相談体制の内容や住民に対する相談窓口の連絡先について具体的に記載

【北本市の方向性】

- ・空き家等に関する様々な相談について、市の窓口の一本化を図る
- ・庁内の関係各課との連携と対応
- ・民間関係団体との連携（協定）による総合相談窓口の開設

8 空家等に関する対策の実施体制

【国の指針（要旨）】

- ・空家等がもたらす問題は分野横断的で多岐にわたるものであり、様々な内部部局が密接に連携して対処することが必要
- ・住民から一覧できるよう役割分担、部署名、組織体制、窓口連絡先を記載

【北本市の方向性】

- ・庁内関係各課による検討組織の設置
- ・専門家による空家等対策協議会の設置

9 その他空家等に関する対策の実施

【国の指針（要旨）】

- ・1～8 までは掲げる事項以外に、各市町村における空家等の実情に応じて必要となる支援措置や、空家等対策の効果を検証し、その結果を踏まえて計画を見直す旨の方針等

【北本市の方向性】

- ・各対策に係る効果の検証と見直し
- ・住宅・土地統計調査の実施年との整合性を図り、計画期限ごとに必要な改定を行う